

(案)

鎌倉市のみどり

(緑の基本計画推進の取り組み)

平成 29 年度版



古都保存法成立 50 周年記念事業「かまくら里山フェスタ」

鎌倉市

平和都市宣言・鎌倉市民憲章・市の木市の花

平和都市宣言

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

鎌倉市民憲章

制定 昭和 48 年 11 月 3 日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

市の木市の花

制定 昭和 50 年 10 月 25 日

・市の木 ヤマザクラ（オオシマザクラを含む＝バラ科）

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

・市の花 リンドウ（リンドウ科）

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

はじめに

平成 28 年（2016 年）は、昭和 41 年（1966 年）に古都保存法^{※1}が制定・施行されてから 50 周年の節目の年でした。

古都保存法がこれまで果たしてきた社会的意義及び役割を振り返り、その普遍的価値を次世代に継承していくため、古都保存行政を担う自治体により構成する「古都保存連絡協議会」^{※2}の主催により、古都保存法施行 50 周年記念シンポジウムが京都市にて開催され、本市からは（公財）鎌倉風致保存会が同会の取組を紹介しました。本市においても「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」により、記念事業を行い、「鎌倉の歴史的風土の五十年　そして未来へ」をまとめるなど歴史的風土保存に係る市民意識の高揚を図りました。

また、平成 28 年度は、市民との連携の推進をますます進めることで、緑化啓発効果を高める取組を実施しました。第 28 回鎌倉市緑化まつりの開催に当たっては、従来から同時期に開催された「中央公園フェスティバル」と同時開催することで、より多くの市民に啓発を図りました。さらに、（公財）鎌倉風致保存会が行った古都・緑の普及啓発イベント「かまくら里山フェスタ」におけるパネル展示や、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに鎌倉造園界^{※3}と協働での自治体出展花壇の展示により、市内外の多くの方々に鎌倉市における緑の取組やまちの魅力を伝えてきました。

本市は、この「鎌倉市のみどり」を平成 20 年度から緑の基本計画の進行管理を担う「計画実践書」として、毎年、緑政審議会に報告した上でとりまとめ、広く公表することで、明確な目標を設定（更新）し、施策の実現に寄与させてきました。

本書は、この「鎌倉市のみどり」10 周年の節目の年となった今年度も、平成 28 年度版の内容を更新し、編集したものです。

平成 29 年●月

鎌 倉 市

※1 古都保存法とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法です。

※2 古都保存連絡協議会は、神奈川県、奈良県、滋賀県、京都市、鎌倉市、奈良市、大津市、明日香村の合計 3 県 4 市 1 村で構成されています。

※3 鎌倉造園界とは、任意の市内の造園業者から成る団体です。

鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)平成 29 年度版 目次

○ 平和都市宣言・鎌倉市民憲章・市の木市の花・はじめに	
Ⅰ 緑の基本計画の概要	
(Ⅰ) 緑の基本計画の概要	2
1. 緑の基本計画の位置づけ	2
2. 計画期間	2
3. 計画フレーム	2
(Ⅱ) 鎌倉市がめざす緑	3
1. 計画の基本理念	3
2. 古都である鎌倉市がめざす緑の将来都市像	3
3. 緑の配置の方針	4
(Ⅲ) 計画の実現をめざして	6
1. 緑の将来の実現に向けた取り組み	6
2. 実現のための施策方針図	9
(Ⅳ) 計画実現性を向上させるための取り組み	10
1. グリーン・マネジメントの更なる実践	10
2. リーディング・プロジェクト	10
(Ⅴ) 計画推進のための施策と制度・事業	11
(Ⅵ) 緑地指定等の目標のまとめ	12
1. 地域制緑地等の指定目標	12
2. 施設緑地の整備目標	13
3. 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図	14
(Ⅶ) 鎌倉市緑の基本計画改訂の経過等	16
Ⅱ 計画推進の取り組みと実績	
1. 施策推進のための制度・事業	18
2. 制度・事業別の取り組みと実績	20
(1) 緑地保全に係る法制度	20
(2) 歴史的風致の維持向上に関する制度	35
(3) 法制度に基づく契約・協定等	36
(4) 市独自の緑地保全等に係る制度等	38
(5) 緑地保全財源の確保等	45
(6) 緑地の質の充実	48
(7) 都市公園等としての保全・整備等	52
(8) その他のオープンスペースの確保	66
(9) 緑の創出に係る法制度	68
(10) 公共施設の緑化	72
(11) 市民が主体となる緑化への支援	76
(12) 緑化推進団体等の育成と連携	82
(13) 古都鎌倉の緑の知識の普及	92
(14) 緑に対する意識の高揚	99
3. 特定地区に関する取り組みと実績等	105
※鎌倉市緑の基本計画の第Ⅱ編第4章「特定地区の保全・整備・緑化の方針等」及び「資料編」のうち、施策の進展等に応じて更新すべき内容を中心にして掲載したものです。	
(1) 都市計画等により定める区域	105
(2) 主な都市計画公園・都市公園	121
(3) 緑の基本計画で設定する区域	128
4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績	130
Ⅲ 関係資料	
1. 緑の現況に関する基礎資料	144
(1) 都市公園等施設緑地に関する資料	144
(2) トラスト団体等が管理する緑地	155
(3) 公園愛護会・街路樹愛護会等一覧	156
(4) その他の緑化推進団体	158
(5) 緑の資源に関する資料	159
(6) その他、緑地に関する資料	160
2. 鎌倉市緑政審議会に関する資料	178
(1) 主な審議項目等	178
(2) 鎌倉市緑政審議会委員	180
3. その他	181
(1) 緑の基本計画推進の取り組みに関連する事項等	181
(2) 国・県に対する施策・制度・予算に関する要望まとめ(神奈川県市長会・神奈川県議団)	183
(3) 近年の主な各種顕彰表彰・受賞歴	184

I 緑の基本計画の概要

※「I 緑の基本計画の概要」は、鎌倉市緑の基本計画(平成 23 年 9 月改訂)の概要に施策の進展を反映させる等した上で掲載したもので、「地域制緑地等の指定目標」「施設緑地の整備目標」「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図」は策定後の施策の進展等に応じて更新しています。なお、同計画は、行政資料コーナーで頒布しているほか、市内各図書館、みどり課ホームページでご覧になれます。

I 緑の基本計画の概要

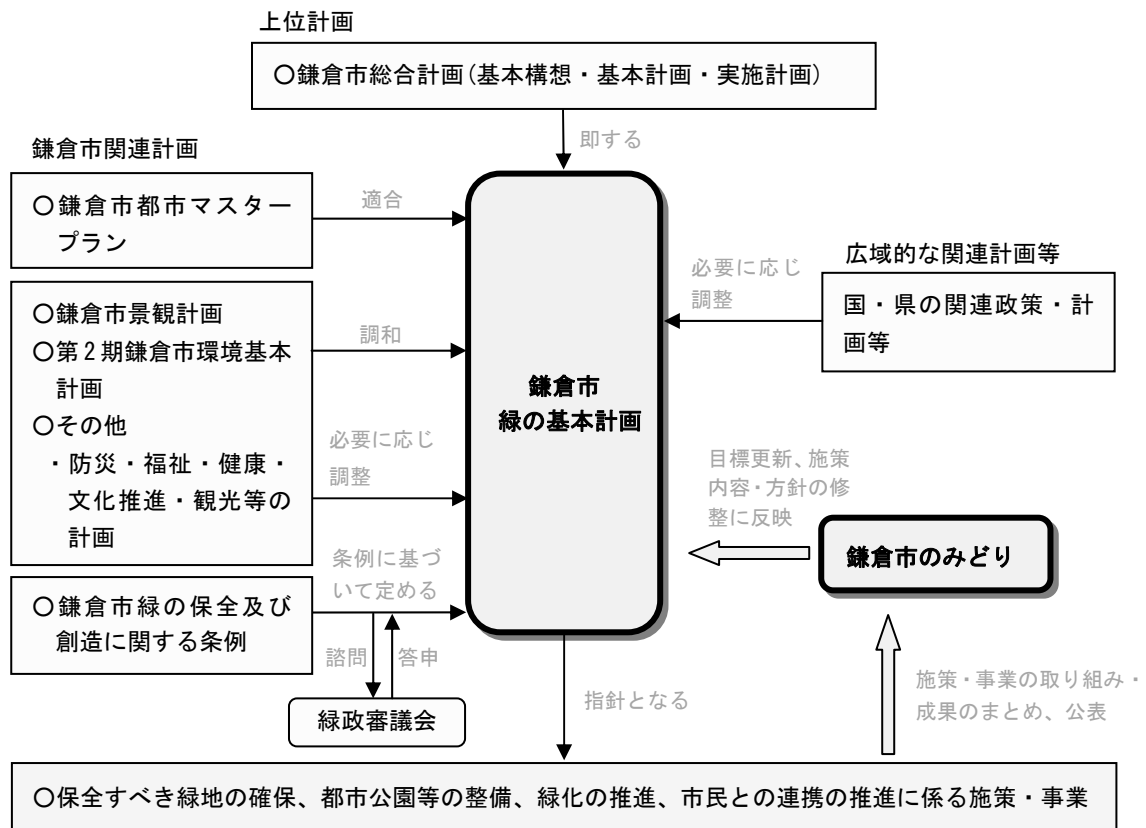
(I) 緑の基本計画の概要

1 緑の基本計画の位置づけ

○緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策・事業との関係は次のように示されます。

○鎌倉市は、緑の基本計画に基づく施策・事業の取り組み・成果のまとめとして、鎌倉市緑政審議会に報告した上で毎年公表している「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」を緑の基本計画の進行管理書と位置づけ、計画推進に活用していきます。

■緑の基本計画の位置づけ



2 計画期間

中間年次 平成 32 年(2020 年)、目標年次 平成 42 年(2030 年)とします。

3 計画のフレーム

- 計画は、鎌倉市の全域を対象区域とします。
- 計画の前提となる鎌倉市の目標年次の将来人口を 17.1 万人と想定します。
- 目標年次の市街地の規模については、現在と同程度と想定します。

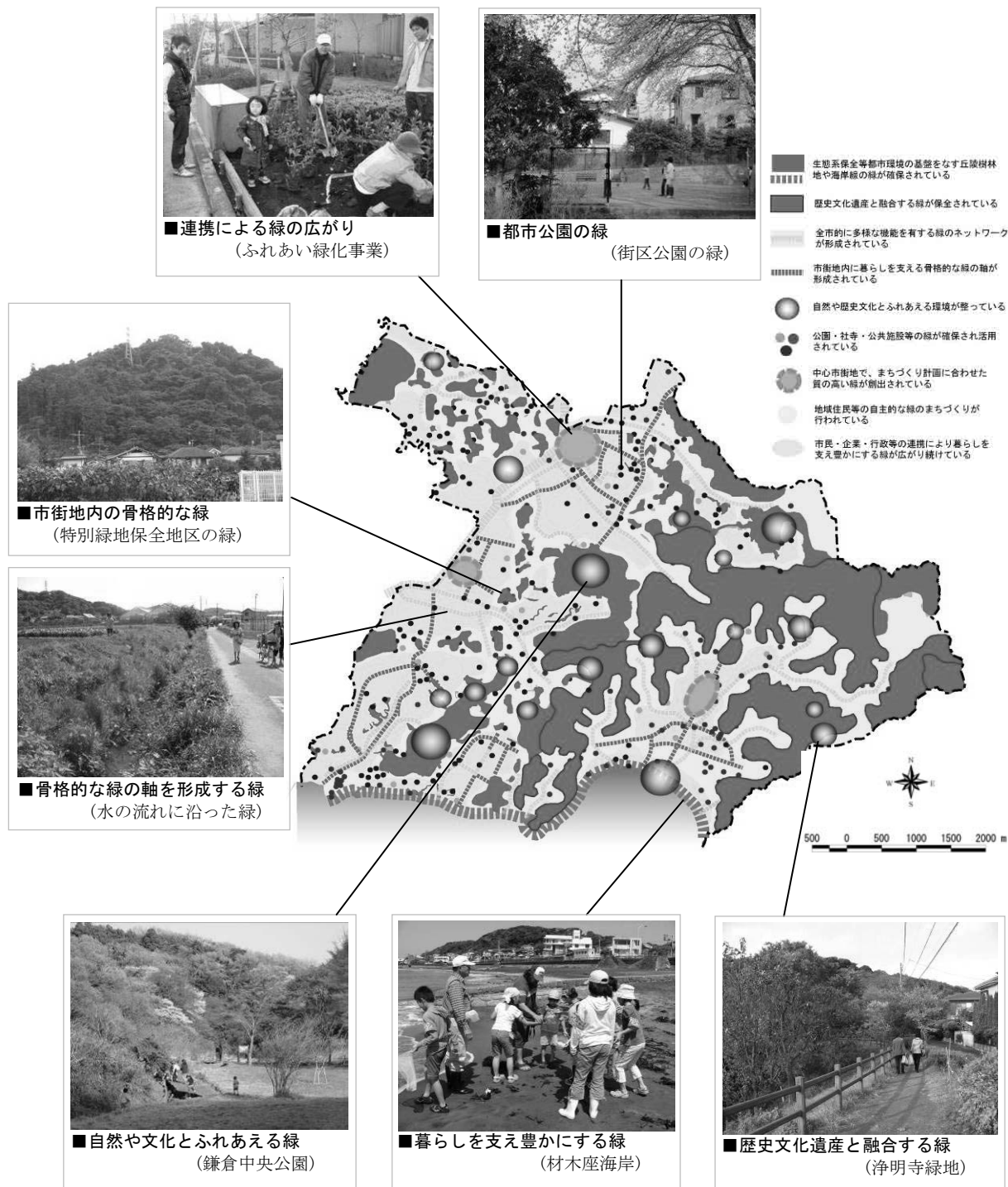
(Ⅱ) 鎌倉市がめざす緑

1 計画の基本理念

「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」(平成 8 年の当初計画で定めた基本理念を継承します)

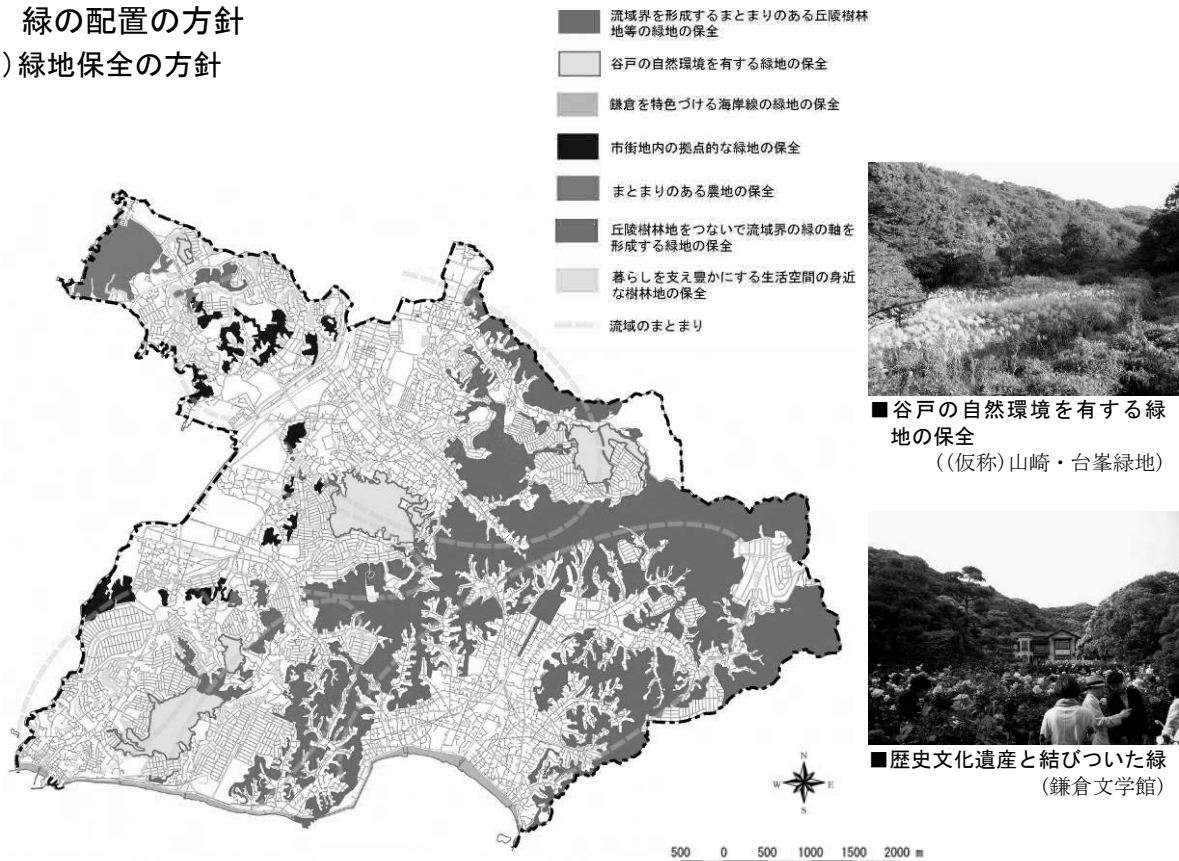
2 古都である鎌倉市がめざす緑の将来都市像

■緑の将来都市像

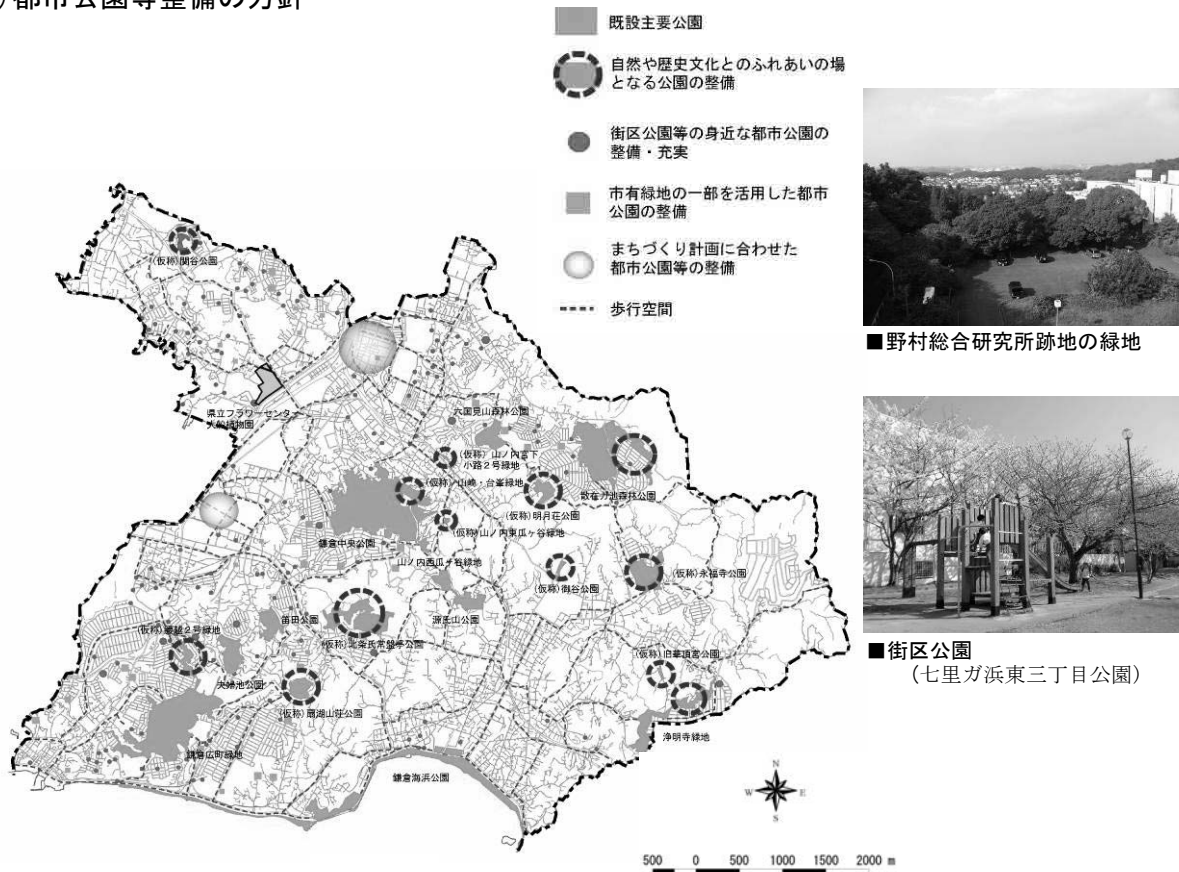


3 緑の配置の方針

(1) 緑地保全の方針

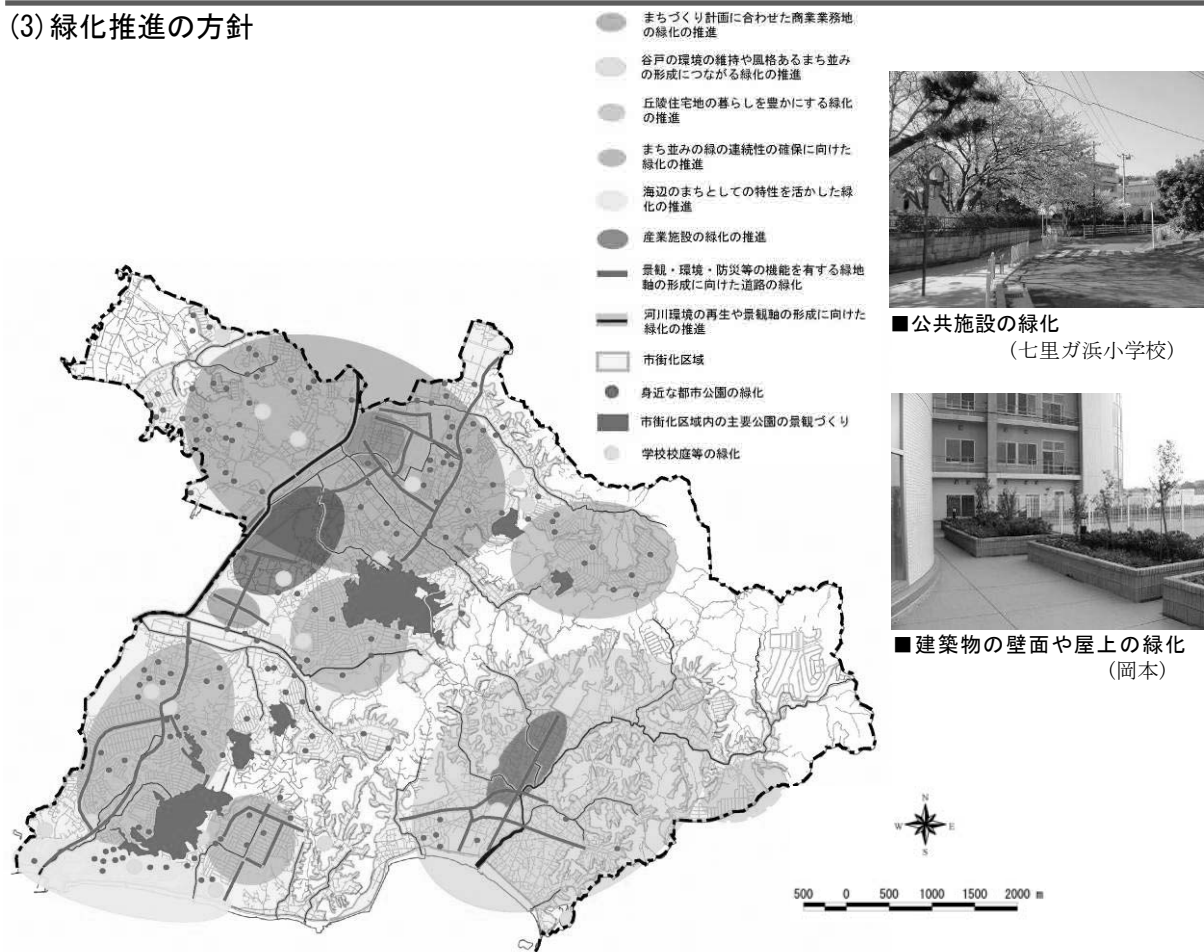


(2) 都市公園等整備の方針

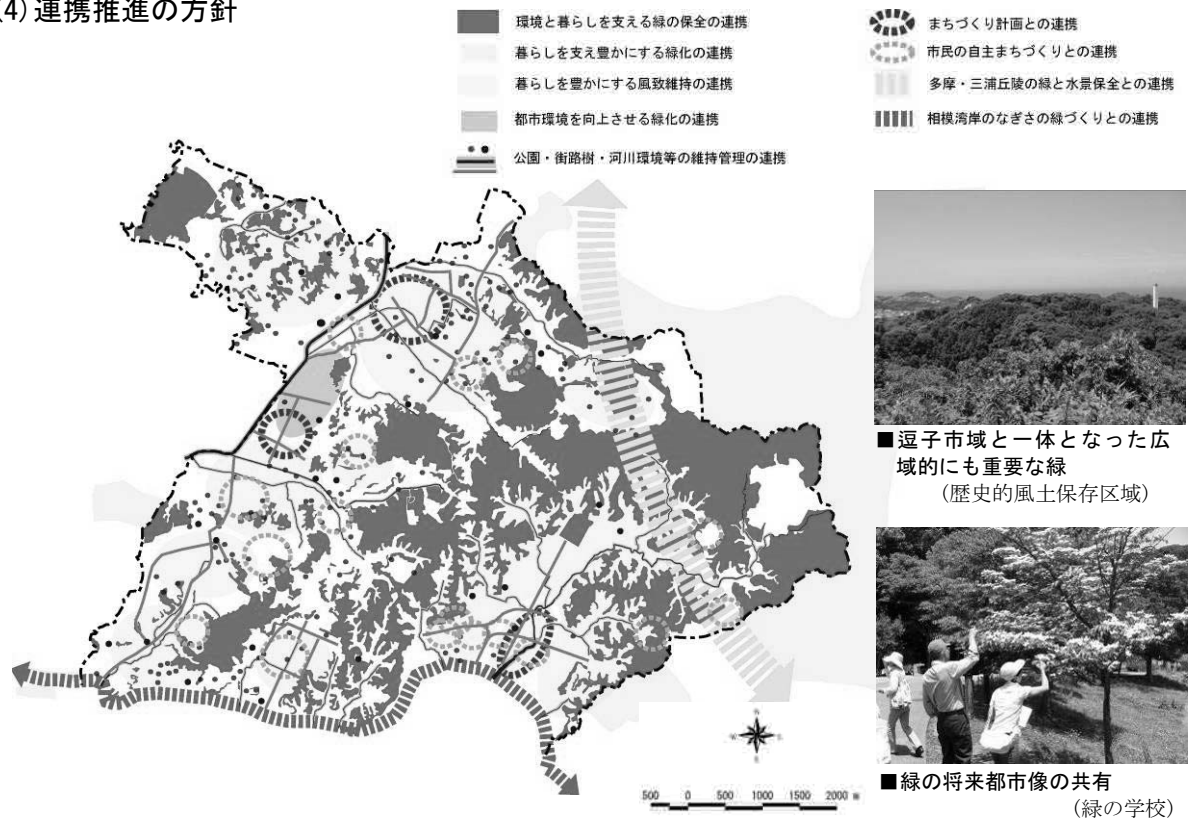


I 緑の基本計画の概要

(3) 緑化推進の方針



(4) 連携推進の方針



(Ⅲ) 計画の実現をめざして

1 緑の将来の実現に向けた取り組み

(1) 歴史文化を守る緑の施策

わが国を代表する古都の歴史的風土、貴重な歴史的遺産と融合する緑の一体的な保全・活用を図り、次代に継承します。

【歴史文化を守る緑の施策】

- 緑地の永続性の確保
- 樹林地の適正な整備と管理
- 歴史文化とふれあう都市公園等の整備
- 歴史文化の緑を支える連携の推進



■緑地の永続性の確保
(東慶寺周辺の緑・歴史的風土特別保存地区)



■歴史文化とふれあう都市公園等の整備
(成就院の緑・歴史的風土特別保存地区)

(2) 生き物を育む緑の施策

流域を単位とする自然環境の連続性を向上させるとともに、流域毎の「種の地域性」も意識した緑のネットワークを形成します。

【生き物を育む緑の施策】

- 緑地の永続性の確保
- 生物の生息生育環境の保全
- 自然とのふれあいの場の整備
- ネットワークの形成につながる緑の創出
- 生き物を育む緑を支える連携の推進



■生物の生息生育環境の保全
(梶原五丁目特別緑地保全地区・平成 24 年指定)



■生き物を育む緑を支える連携の推進
(円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 自然環境調査)

(3) 暮らしを支え豊かにする緑の施策

身近な自然とふれあう緑、歩行や交流を楽しむ緑などの暮らしを支え豊かにする緑の環境を整え、日常生活空間における緑のネットワークを形成します。

【暮らしを支え豊かにする緑の施策】

- 暮らしを支え豊かにする緑の保全
- 身近な都市公園等の整備・再整備
- 暮らしの快適性を向上させる緑の創出
- 暮らしの緑を支える連携の推進



■暮らしを支え豊かにする緑の保全
(杉本寺)



■暮らしの快適性を向上させる緑の創出(梶原)

(4) 交流とふれあいを広げる緑の施策

市民等の多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場を整えとともに、来訪者に対しても鎌倉の自然・歴史文化とのふれあいが楽しめる場を整備します。

【交流とふれあいを広げる緑の施策】

- 多様な交流の場の保全
- 個性ある都市公園づくり
- 交流とふれあいの場の緑化の推進
- 交流とふれあいの緑を支える連携の推進



■多様な交流の場の保全(流鏑馬)



■個性ある都市公園づくり(腰越ラッコ公園)

(5) 美しい景観をつくる緑の施策

鎌倉市固有の自然と調和した景観を継承し、地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成をめざします。

【美しい景観をつくる緑の施策】

- 鎌倉を特色づける良好な景観資源の保全・継承
- 景観資源となる都市公園の整備
- 魅力ある市街地景観の形成に向けた緑の創出
- 景観をつくる緑を支える連携の推進



■鎌倉を特色づける良好な景観資源の保全・継承
(大仏切通(景観百選)の緑)



■景観資源となる都市公園の整備
(扇湖山荘からの眺望)

(6) 環境負荷を和らげる緑の施策

広域的な環境負荷の調節に寄与している丘陵樹林地の適正な保全・管理や、市街地における緑化の推進などにより、低炭素都市づくりに寄与する環境の創造を推進します。

【環境負荷を和らげる緑の施策】

- 低炭素都市づくりに寄与する緑の保全・管理
- 都市公園としての保全活用
- 都市環境負荷の調節につながる市街地の緑の創出
- 環境を支える連携の推進



■都市環境負荷の調節につながる市街地の緑の創出
(鎌倉芸術館)



■環境を支える連携の推進(緑のレンジャー・自主活動)

(7) 安全を高める緑の施策

土砂災害の発生防止や大規模地震発生時の被害の拡大防止、市民や来訪者の安全な避難に結びつく緑地を保全・創出します。

【安全を高める緑の施策】

- 災害の防止に資する緑の保全・管理
- 避難場所の避難地機能の向上
- 延焼防止機能を持つ緑地帯の形成
- 安全の緑を支える連携の推進

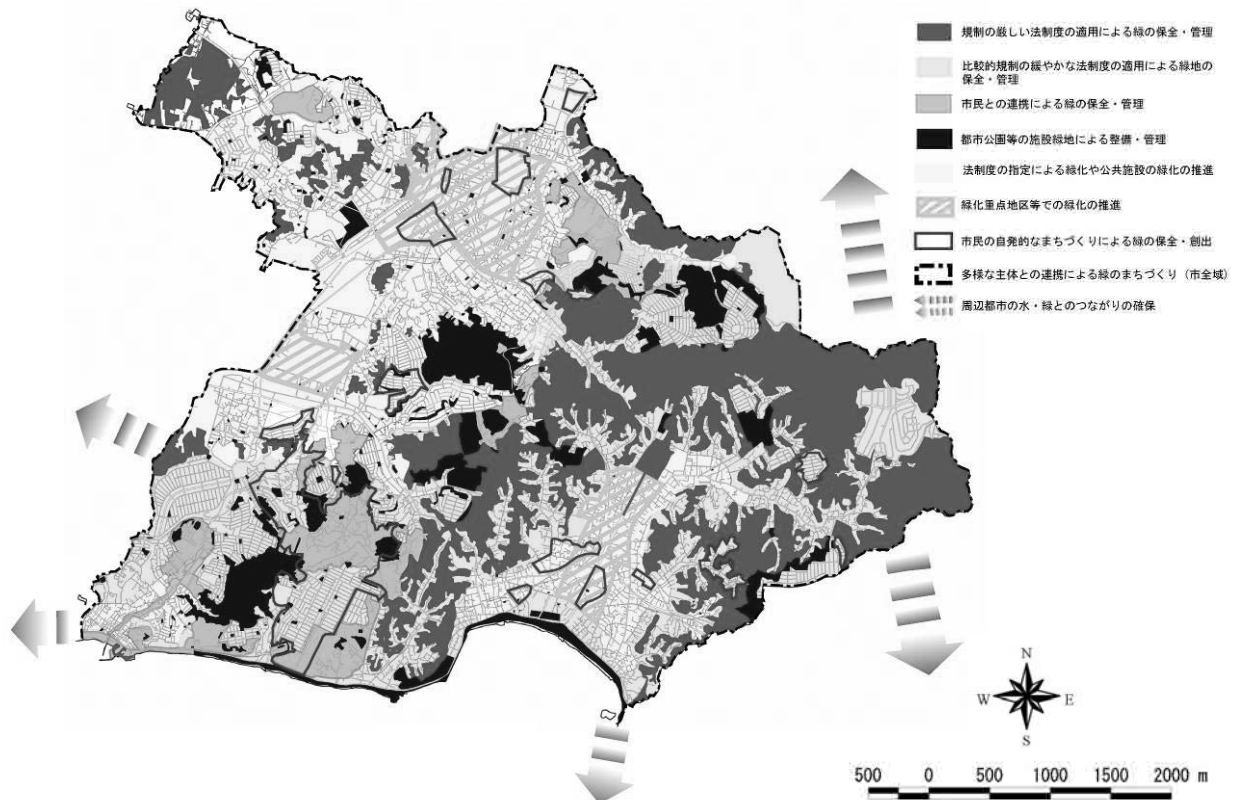


■避難場所の避難地機能の向上
(防災公園として整備を行ったいわせ下関青少年広場(写真は整備途中のもの))



■災害の防止に寄与する緑の保全
(天神山特別緑地保全地区内)

2 実現のための施策方針図



(Ⅳ) 計画実現性を向上させるための取り組み

1 グリーン・マネジメントの更なる実践

■全ての緑の対象化

- ・丘陵樹林地、市街地の緑、海岸線、都市公園・道路・河川などの全ての緑を対象とします。

■目標・視点の共通化

- ・緑を個別の視点で見るのではなく、都市資産として共通の目標・視点に立った保全・整備・創造と管理・運営を行います。

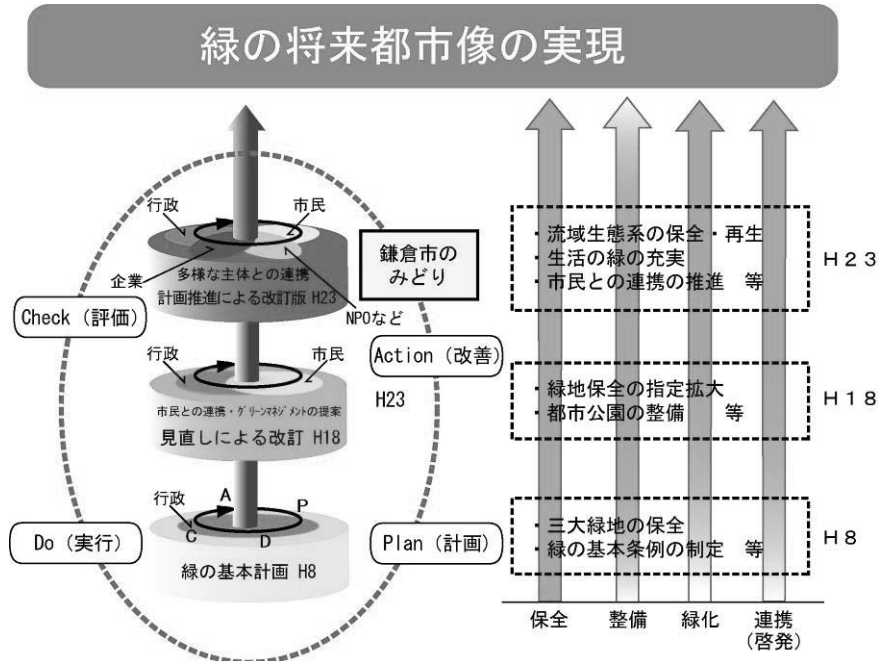
■効率性・透明性の確保

- ・効率性、透明性を確保するため、市民・土地所有者・市民団体・事業者・行政等の連携を基本とします。

■明確な目標設定

- ・明確な目標を設定して事業管理を行います。

■グリーン・マネジメント



2 リーディング・プロジェクト

■緑地の確保 【鎌倉市の都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保】

- ・これまでの実績も踏まえながら、今後も継続的に緑地の確保を図ります。

■緑地の質の充実 【未来に誇れる価値ある緑の創造】

- ・流域の概念を踏まえた生物多様性の保全の視点にも立ち、価値ある緑の創造を図ります。

■緑のネットワークの形成 【緑豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成】

- ・生物多様性保全・低炭素都市づくり等の新たな社会的要請への対応、豊かな都市環境実現にも寄与する緑のネットワークの形成を図ります。



■緑地の確保

鎌倉市の都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保(歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区)



■緑地の質の充実

未来に誇れる価値ある緑の創造
(〔仮称〕山崎・台峯緑地)



■緑のネットワークの形成

緑豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成
(市民による積極的な緑化によるまち並みの緑の創造)

(V) 計画推進のための施策と制度・事業

○「保全すべき緑地の確保」

主として、緑地保全に係る法制度、法制度に基づく契約・協定等、市独自の緑地保全等に係る制度等、緑地保全財源の確保等、緑地の質の充実に係る制度・事業を展開します。

○「都市公園等の整備」

主として、都市公園等としての保全・整備、その他のオープンスペースの確保に係る制度・事業を展開します。

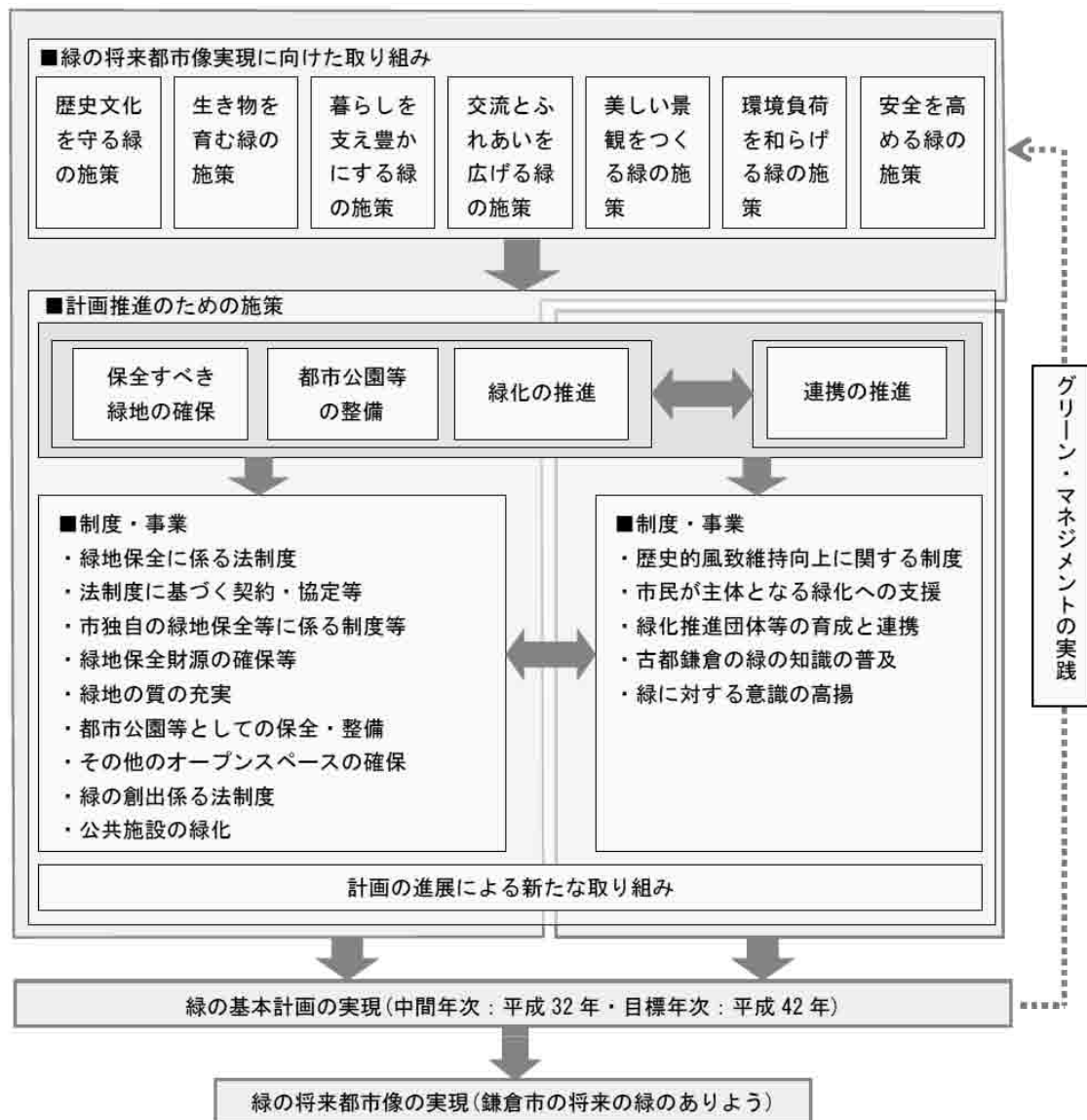
○「緑化の推進」

主として、緑の創出に係る法制度、公共施設の緑化、市民が主体となる緑化への支援に係る制度・事業を展開します。

○「連携の推進」

主として、緑化推進団体等の育成と連携、古都鎌倉の緑の知識の普及、緑に対する意識の高揚に係る制度・事業を展開します。

■施策の体系



(VI) 緑地指定等の目標のまとめ

1 地域制緑地等の指定目標

■地域制緑地等の指定目標※1

種 別 面積(約 ha)		計画策定時		計画改訂時		中間年次		目標年次	
		平成 7 年(1995 年)		平成 22 年(2010 年)		平成 32 年(2020 年)		平成 42 年(2030 年)	
		市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域
歴史的風土保存区域	箇所数	5	5	5	5	5	5	5	5
	面積	161.9	956	176	989	176	989	176	989
	備考	市街化区域は GIS 計測値(逗子市分約 6.8ha を含む)							
歴史的風土特別保存地区	箇所数	—	13	—	13	—	13	—	13
	面積	—	570.6	—	573.6	—	573.6	—	573.6
	備考	約 201.8ha の指定拡大を要請							
近郊緑地保全区域	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積	26	243	26	294	26	294	26	294
	備考	市街化区域は GIS 計測値							
近郊緑地特別保全地区	箇所数	—	0	—	0	—	1	—	1
	面積	—	0	—	0	—	131	—	131
	備考								
風致地区	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積	1,095.6	2,185	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,266.1	2,364.5
	備考								
特別緑地保全地区	箇所数	0	0	8	8	13	14	17	18
	面積	0	0	38.1	41.4	54.8	62.7	86.4	94.3
	備考	GIS 計測値 市街化調整区域：城廻地区の一部(3.3ha) + 梶原五丁目地区(4.6ha) = 7.9ha 平成 25 年度末既指定面積(48.8ha) + 指定候補地面積(45.5ha) = 94.3ha							
緑地保全地域	箇所数					—	—	—	—
	面積					—	—	—	—
保安林	面積	2.8	171	2.8	171	2.8	171	2.8	171
	備考								
農用地区域	箇所数	—	1	—	1	—	1	—	1
	面積	—	47.9	—	47.9	—	47.9	—	47.9
生産緑地地区	箇所数	149	149	141	141	135	135	135	135
	面積	18.1	18.1	17.5	17.5	17.0	17.0	17.0	17.0
緑地保全推進地区	箇所数			6	7	0	0	0	0
	面積			15.3	36.4	0	0	0	0
	備考	市街化区域は GIS 計測・つなぎ策であるため法制度適用後に指定解除の方針							
保存樹林	面積	3.9	364.1	3.9	291.3	3.3	249.6	3.3	249.6
	備考								
緑化地域	箇所数					1	1	1	1
	面積					1,430	1,430	1,430	1,430
	備考	見直しによる候補地変更(GIS 計測値)							

※1 数値目標は、概ねの数値です。歴史的風土特別保存地区等、国、県が指定するものについては、目標数値を記載していませんが、平成 28 年度末現在、既に国または県により指定されているものについては、目標数値を掲載しました。
鎌倉市緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方にに基づき、平成 29 年 3 月末までの緑地指定等の進展等に応じた数値の更新をしています。

2 施設緑地の整備目標

■施設緑地の整備目標※¹

種別 面積(約 ha)		計画策定時		計画改訂時		中間年次		目標年次	
		平成 7 年(1995 年)		平成 22 年(2010 年)		平成 32 年(2020 年)		平成 42 年(2030 年)	
		市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域
街区 公園	箇所数	162	165	224	227	232	235	232	235
	面積	16.0	18.0	20.2	21.1	20.6	21.5	20.6	21.5
	㎡/人	0.9	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
	備考					未供用部分の供用開始			
近隣 公園	箇所数	0	0	0	0	2	2	2	2
	面積	0	0	0	0	1.4	1.4	1.4	1.4
	㎡/人	0	0	0	0	0.1	0.1	0.1	0.1
	備考					岩瀬下関防災公園(0.9ha)、笛田一丁目公園(0.5ha)			
地区 公園	箇所数	1	2	1	2	1	3	1	3
	面積	1.9	11.4	5.9	15.4	5.9	18.3	5.9	18.3
	㎡/人	0.1	0.7	0.3	0.9	0.3	1.0	0.3	1.1
	備考	源氏山公園(9.5ha)調整 9.5ha、 笛田公園(1.87ha)		笛田公園(5.9ha)		(仮称)関谷公園(2.9ha)調整 2.9ha(GIS 計測)			
総合 公園	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積	5.0	7.0	5.0	7.0	6.7	31.6	6.7	31.6
	㎡/人	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	1.8	0.4	1.8
	備考					鎌倉海浜公園(31.6ha)調整 24.9ha(推進プログラム)			
運動 公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0
	㎡/人	0	0	0	0	0	0	0	0
	備考								
基幹 公園計	箇所数	164	168	226	230	236	241	236	241
	面積	22.9	36.4	31.1	43.5	34.6	72.8	34.6	72.8
	㎡/人	1.3	2.1	1.8	2.5	2.0	4.1	2.0	4.3
	備考								
風致 公園	箇所数	0	1	2	4	2	4	5	7
	面積	0	12.9	30.6	50.0	58.1	98.1	58.6	106.5
	㎡/人	0	0.8	1.8	2.9	3.3	5.6	3.4	6.2
	備考	散在ガ池森林公園 (12.9ha)調整 12.9ha		鎌倉中央公園(23.7ha)、 夫婦池公園(6.5ha)調整 6.5ha、 六国見山森林公園(6.9ha)		散在ガ池森林公園(32.3ha)調 整 32.3ha、 鎌倉中央公園(51.2ha)、 夫婦池公園(7.7ha)		(仮称)明月荘公園(3.7ha)調整 3.7ha、(仮称)旧華頂宮公園 (0.5ha)、(仮称)扇湖山荘公園 (4.7ha)調整 4.7ha(GIS 計測)	
歴史 公園	箇所数	0	0	0	0	0	1	2	3
	面積	0	0	0	0	0	8.7	1.0	21.3
	㎡/人	0	0	0	0	0	0.5	0.1	1.2
	備考					(仮称)永福寺公園 (8.7ha)調整 8.7ha		(仮称)北条氏常盤亭公園 (11.5ha)調整 10.6ha、 御谷公園(1.1ha) 調整 1.0ha(GIS 計測)	
都市 緑地	箇所数	6	6	6	6	9	9	9	9
	面積	6.2	6.2	6.2	6.2	20.4	29.4	20.2	29.2
	㎡/人	0.4	0.4	0.4	0.4	1.2	1.7	1.2	1.7
	備考					浄明寺緑地(13.4ha)調整 9.0ha、(仮称)腰越 2 号緑地(4.0ha)(GIS 計測)、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha) 山ノ内東瓜ヶ谷緑地(0.4ha)、(仮称)山崎・台峯緑地(8.9ha)、(仮 称)山ノ内宮下小路 2 号緑地(0.3ha)、△津 2-1 号緑地を鎌倉広町緑 地に編入(0.96ha)			
都市林	箇所数			0	0	1	1	1	1
	面積			0	0	45.4	48.1	45.4	48.1
	㎡/人			0	0	2.6	2.7	2.7	2.8
	備考								
都市公 園合計	箇所数	170	175	234	240	248	256	253	261
	面積	29.1	55.5	67.9	99.7	158.5	257.1	159.8	277.9
	㎡/人	1.7	3.2	3.9	5.7	9.0	14.6	9.3	16.3
	備考								
児童 遊園等	箇所数	43	46	34	36	31	33	31	33
	面積	8.7	8.8	4.8	5.0	3.7	3.8	3.7	3.8
	㎡/人	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
	備考								
施設 緑地 合計	箇所数	213	221	268	276	281	291	286	296
	面積	37.8	64.3	72.7	104.7	162.4	261.2	163.7	282.0
	㎡/人	2.2	3.8	4.2	6.0	9.2	14.8	9.6	16.5
	備考								

※¹ 1人当たりの面積は、人口規模を平成 22 年(2010 年)に 17.4 万人、32 年(2020 年)に 17.6 万人、42 年(2030 年)に 17.1 万人で設定しています。なお、ここで用いる将来人口推計の数値は、平成 22 年度に実施した簡易人口推計(各年 1 月 1 日基準)の数値で、平成 17 年(2005 年)から平成 22 年(2010 年)の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。

3 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図^{※1}



○流域を踏まえた地域概念

緑の基本計画では、これまでの緑の基本計画に基づく実績、鎌倉市の規模、水系の位置・規模、緑地規模、施策の内容などから、市域を6地域に分けて把握して、計画の実現に取り組む方針を示しています。

^{※1} 鎌倉市緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方に基づき、平成29年3月末までの緑地指定等の進展等に応じた更新をしています。

緑地指定等方針図・凡例

地域・地区	現況	計画(候補)
歴史的風土特別保存地区(古都6条)		
歴史的風土保存区域(古都4条)		
近郊緑地特別保全地区		
近郊緑地保全区域		
特別緑地保全地区		
緑地保全地域		
都市計画公園・都市公園等		
その他の施設緑地等		
農用地		
緑化地域		
緑化重点地区		
風致地区		
保全配慮地区		
緑地保全推進地区		
生産緑地地区		
景観地区		
保安林		



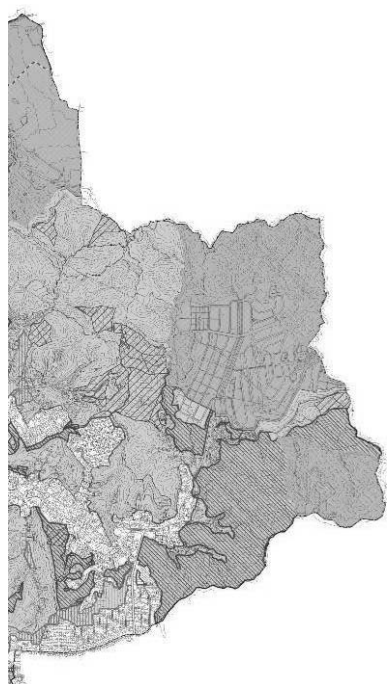
■鎌倉広町緑地



■深沢地域国鉄跡地を取り囲む緑地群(特別緑地保全地区・同候補地、写真奥は鎌倉中央公園・(仮称)山崎・台峯緑地)

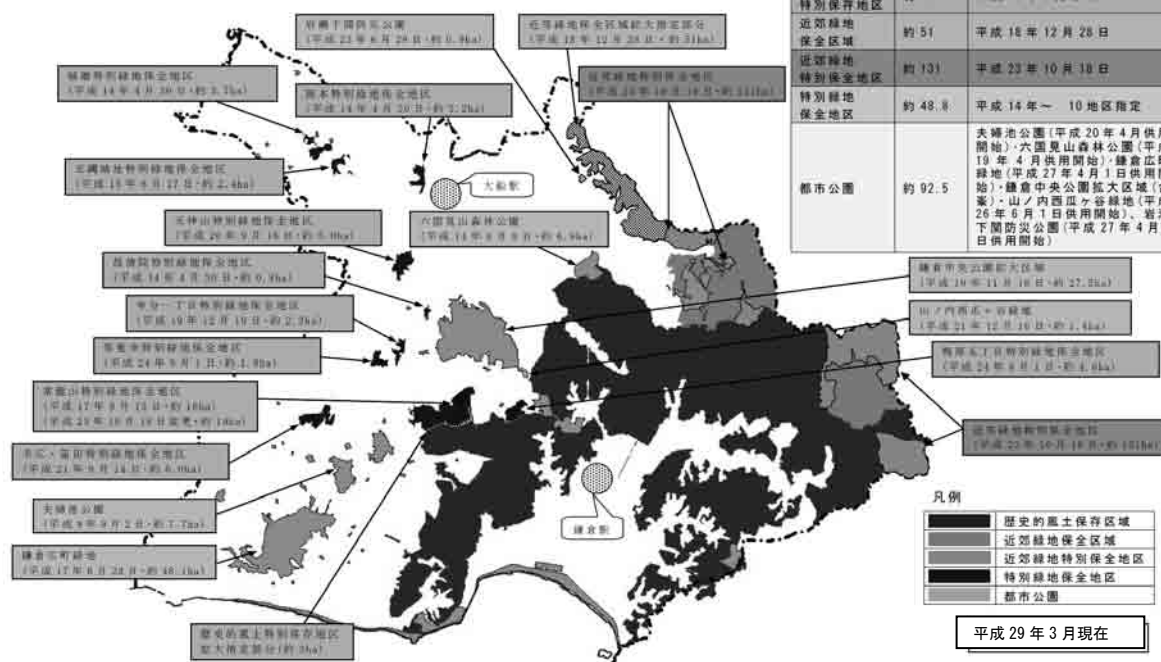
■鎌倉市緑の基本計画に基づく実績(平成 28 年度末)

緑の基本計画を当初策定した平成 8 年以来、この計画に基づき、多くの緑地指定等を実現してきました。



指定実績等一覧

	面積(ha)	指定年月日等
歴史的風土保存区域	約 33	平成 12 年 3 月 17 日
歴史的風土特別保存地区	約 3	平成 15 年 9 月 26 日
近郊緑地保全区域	約 51	平成 18 年 12 月 28 日
近郊緑地特別保全地区	約 131	平成 23 年 10 月 30 日
特別緑地保全地区	約 48.8	平成 14 年～ 10 地区指定
都市公園	約 92.5	大塚池公園(平成 20 年 4 月供用開始)・大田見山森林公園(平成 19 年 4 月供用開始)・鎌倉広町緑地(平成 27 年 4 月 1 日供用開始)・鎌倉中央公園拡大区域(台峯)・山ノ内西ヶ谷緑地(平成 26 年 6 月 1 日供用開始)・若潮下園防公園(平成 27 年 4 月 1 日供用開始)



(Ⅶ) 鎌倉市緑の基本計画改訂の経過等

○緑の基本計画の見直し・改訂の経過は次のとおりです。

■鎌倉市緑の基本計画改訂のフロー

